内 訳 書

住宅改修理由書に基づく住宅改修見積書(内訳書) 記入例

住宅改修	写真等 番号	改修場所	改修部分		名 称(※2)							介護保険対象部分			
の種類 (※1)							商品名·規格·寸法等		単位	単価	金額	数量	単位	金額	算出根拠
(6)	No.1	1階廊下	壁		下地補強板		OO社 xx-987a 80×15 L=2m		1 枚	6,300	6,300		枚	6,300	定価7,000×0.9=6,300
(1)	No.2		手すり		木製手すり	П	△△社 z-123 木製 Φ35 L=2m		1 本	5,400	5,400		1 本	5,400	定価6,000×0.9=5,400
(1)					エンドブランケット	П	▲▲社 EC456(金具:ステンレス)		2 個	1,620	3,240	:	2 個	3,240	定価1,800×0.9=1,620
(1)			所ごとの小		取付工事費(付帯工事込み)						5,000	Т		5,000	
(1)		計を記	載する。	×	1階廊下 計	П					19,940	Т		19,940	
(1)	No.3	トイレ	手すり		木製手すり	П	L型 600×600 木製Φ35 ブランケット込		1 式	12,800	12,800	Π.	1 式	12,800	別紙カタログ
	1			ackslash	取付工事費	П					5,000	Т		5,000	
住宅改修の	\mathcal{D}		換気扇	egthanking	————————— 換気扇取替	1	* *社		1 台		5,000				
種類を明				-4	取付費						3,000	Т			
					トイレ 計 材料に [*] 詳細を i		ては、製造メーカー・商品名・規格・寸法など	o			25,800	T		17,800	
							する。 極力専門用語を避け、分かりやすい表記にす								
	介護保険対象音														
■ 工事の対 ■ の番号を		箇所の写真や図										U.	保険対	象外(自費)	は空白にして
の留号を	記戦りる	•					「り・エンドブランケットなど) の数量や								
				を明	唯にし、材料費と工事費を返 	鱽	に区分してください。 算出根拠も適り	ルに配	載して	<td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
		<u></u>						<u> </u>							
	────────────────────────────────────														
		Colc 30. Card		U 12 1		5000000	カラー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	15 100001110001111	ana pompionanion		nasamannasaman nasama	(51008)(1000)	ni kumanunaku		
									D 0						
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・														
								,							
									\=#/ □ "	۵++- ۵- - ۱					
		 			小計					検対象外 ・	45,740			37.740	
					グローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー			H	(日質))も含め	-740			-740	
					合計			╁┖			45,000			37.000	
								1	0 %		4,500			3,700	
					総合計			╁	70	'	49.500			40,700	
/ / / / / / / / ·	-1 15 - 1	 	- / / / A > 50.00				ロ温化等のための庄又は通販高の	L Label .	- - -	(A) 314 = M	,	++ -		40,700	

^(※1) 住宅改修の種類(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

⁽⁵⁾ 洋式便器等への便器の取替え(6) その他在宅改修に付帯して必要となる改修

付帯工事について

介護保険では「手すりの取り付け・段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え」の各改修工事に付帯して必要な工事も保険給付の対象となります。 考えられる工事等は次のとおりです。

- 手すりの取り付けのための下地補強
- 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- 床材変更のための、下地の補強や根太の補強
- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)
- 便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険の対象とならない工事の例

- 新築や増改築に伴う改修
- 老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗が改修の理由となる工事
- 下駄箱やタンスなど、家具への改修工事
- ●「棚」や「トイレットペーパーホルダー」など介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具(手すりなど)を用いた改修
- 和式便器から暖房機能やウォシュレット機能付便座に変更する際の電気工事
- 洋式便器に暖房機能やウォシュレット機能を追加する工事
- 浴槽の縁の高さを高くする工事
- 布製カーテンへの変更

※この他にも「介護保険の対象とならない工事」があります。